

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 中越パルプ工業株式会社

【英訳名】 Chuetsu Pulp & Paper Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 明美

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座二丁目10番6号

【電話番号】 03(3544)1524(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営管理本部長兼管理部長 楠原 勝市

【最寄りの連絡場所】 富山県高岡市米島282番地

【電話番号】 0766(26)2404

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営管理本部長兼管理部長 楠原 勝市

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額
当社普通株式 1株につき金2.5円 総額 333,835,783円
効力発生日
平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会に係る規定の新設、取締役会に係る規定の変更、監査役会に係る規定の削除等、必要な変更
取締役員数の変更
取締役の責任免除
会計監査人の責任免除
その他、表現の修正、条項の新設・削除に伴う条数の整備等

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

加藤明美、植松 久、高岸 伸、楠原勝市、三浦 新及び地蔵繁樹の6名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

小林 敬、杉島光一及び山口敏彦の3名を監査等委員である取締役に選任する。
杉島光一及び山口敏彦は社外取締役である。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300百万円以内と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額70百万円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個) (注1)	反対数 (個)	棄権数 (個) (注2)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	107,164	176	0	(注3)	可決 98.24
第2号議案 定款一部変更の件	104,141	3,199	0	(注3)	可決 95.47
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件				(注3)	可決
加藤 明美	100,440	6,900	0		可決 92.08
植松 久	104,528	2,812	0		可決 95.82
高岸 伸	104,528	2,812	0		可決 95.82
楠原 勝市	105,952	1,388	0		可決 97.13
三浦 新	105,937	1,403	0		可決 97.12
地蔵 繁樹	105,936	1,404	0		可決 97.12
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注3)	可決
小林 敬	106,842	498	0		可決 97.95
杉島 光一	106,905	435	0		可決 98.00
山口 敏彦	106,920	420	0		可決 98.02
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	107,025	317	0	(注3)	可決 98.11
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	107,019	323	0	(注3)	可決 98.11

(注) (注1) 賛成数は、「事前行使における賛成数」と「当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計したものです。

(注2) 棄権は「棄権の意思表示のあるもの」に限ります。

(注3) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号、第5号及び第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書により行使された議決権数と当日出席し行使した、当社役員及び当社が確認した議決権数(代理権行使含む。)の合計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。